

質問第八八号

犬肉の輸入統計に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年四月四日

平山 佐知子

参議院議長 関口 昌一 殿

犬肉の輸入統計に関する質問主意書

我が国における犬肉の輸入統計については、二〇一九年及び二〇二〇年、串田誠一衆議院議員（当時）が委員会において質疑し、政府は、二〇一八年以降犬肉の輸入量が統計上ゼロとなった旨答弁した。しかし、政府が犬肉の輸入を正式に禁止したわけではない以上、突然輸入が完全になくなることは不自然であると思われる。

政府からは犬肉の輸入が統計上ゼロとなった経緯について十分な説明がなく、政府が輸入統計の数値を意図的に操作したのではないかという疑念が生じている。国民の関心も高い問題であり、統計の正確性と透明性を確保することは極めて重要であると考ええる。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 二〇一八年以降、犬肉の輸入量がゼロとなった理由について、政府の見解を示されたい。

二 二〇一七年以前と二〇一八年以降で輸入統計の集計方法に変更はあったか示されたい。変更があった場合、その理由を示されたい。

三 犬肉の輸入について、農林水産省としてどのような調査をし把握しているのか、具体的に示されたい。

犬肉を、他の動物の肉と偽って輸入することは可能か。

四 犬肉の輸入実態を明確にするため、より詳細に調査し、統計の透明化を推進するべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。